

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度とは

各健康保険とは独立して、75歳以上の高齢者全員を対象とした医療保険制度です。



対象者

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上74歳以下の方で、身体障害者手帳1級、2級、3級の内部障害に該当する方

加入方法

75歳の誕生日を迎えて加入する方

これまで加入していた医療制度(国保、健保、共済など)を脱退し、自動的に後期高齢者医療制度に加入するため、**手続きは不要**です。

75歳の誕生日より前に

障がいが理由で加入する方

手帳をお持ちの上、福祉課にて申請手続きをしてください。

※健保や共済などに加入していた方が後期高齢者医療制度に加入すると、扶養であった方も脱退となるため、国保に加入するための手続きが必要となります。

保険証交付から保険料を納めるまで

① 保険証の交付

誕生日の前月20日ごろに簡易書留で保険証を送付します

② 加入・脱退

誕生日当日に後期高齢者医療制度に加入され、同日付けで国保や健保、共済などを脱退となります

③ 保険料を納める

誕生日の翌月10日ごろに後期高齢者医療保険料納入通知書が届きますので、納期限までに納入してください

保険料のお支払い方法

原則、年金からの天引きとなりますが、次の①～③のいずれかに当てはまる方は、年金からの天引きの対象となりませんので、納入通知書または口座振替にてお支払いください。

- ① 新たに後期高齢者医療制度に加入されてから半年の期間(年金からの天引き開始期間前)
- ② 介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金受給額が年額18万円未満の方)
- ③ 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が、年金の受給額の半分を超える方

お問い合わせ先

福祉課国民健康保険係 ☎47-4682

小笠原内科消化器科クリニック

医師 小笠原 実(院長)

〒049-1454 松前郡福島町字館崎350番地27 TEL: 0139-48-5231 FAX: 0139-48-5232

○内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・皮膚科

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～16:30	○	○	訪問診療	○	○	△

*第2、第4土曜日は休診

*受付時間は 8:00～12:00
13:30～16:30